

令和5年8月31日

令和6年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

1. 令和6年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	500	500	—	0.0
うち 国内債	500	500	—	0.0
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	500	500	—	0.0

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度末 残高(見込)	令和5年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	100	100	—	0.0
うち 出 資	100	100	—	0.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	1,880	1,380	500	36.2
うち 国内債	1,880	1,380	500	36.2
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	1,980	1,480	500	33.8

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		800	800	—
(内訳)	融資	640	640	—
	出資	160	160	—

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		800	800	—
(財源)	財政投融资	500	500	—
	財政融資	—	—	—
	産業投資	—	—	—
	政府保証	500	500	—
	自己資金等	300	300	—
	政府保証（5年未満）	300	300	—
	貸付金利息	42	43	△1
	借入金利息	△4	△4	—
	債券利息	△7	△7	—
	事務費	△10	△9	△1
	その他	△21	△24	2

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に關与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下、「機構」）の出融資対象である利用料金収入で費用を回収するPFI事業は、利用料金収入という施設の需要変動リスクを民間が負担するものであり、このリスクに対応した資金調達が必要となるところ、我が国では、インフラに対してリスクマネーを供給する市場が形成されていない。

このため、官民出資により構成される機構が当該事業に対しリスクマネー（原則メザニンファイナンス）を供給することで、民間投資を喚起し、インフラ投資市場の形成を促進するとともに、PFI事業の更なる推進を図るものである。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

機構は、利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対するメザニンファイナンスを原則としており、機構、PFI事業者、民間投資家とのリスク分担は明確。

また、内閣総理大臣が定める支援基準に「民間金融機関・民間投資家等からの十分な資金供給が見込まれること」と規定されており、民間企業のモラルハザードを防止している。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

機構の出融資対象事業は、インフラの整備において民間の資金・ノウハウを最大限活用できる一方、需要変動リスクのある利用料金収入で費用を回収するPFI事業に限定されている。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和6年度の要求においては、令和4年度の支援決定及び支援実行実績、機構に寄せられている民間企業からのニーズ等を踏まえて実需に即した要求としている。

(参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額)

	2年度	3年度	4年度
運用残額	400億円	300億円	500億円
運用残率	100.0%	60.0%	100.0%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

該当なし

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

政 府 保 証 に つ い て

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証国内債

令和6年度に資金調達の可能性があるコンセッション事業等のPFI事業に対し、事業の検討段階から支援に向けた調整を円滑に行うため、政府保証債500億円を要求するもの。

なお、以下の要素を勘案すると、機構における政府保証の活用は、政府保証に係る4類型における類型iv②に該当するといえる。

機構の出融資対象であるPFI事業を実施する民間事業者にとって、当該公共施設の整備等を実施する事業は新規事業となり、政府保証の付与がなければリスクプレミアムが加味されて資金調達コストが高くなる。

PFI事業（インフラ事業）は、中長期の安定的なキャッシュフローが見込まれるものの、投資の回収に時間を要し、事業期間が長期にわたるものであり、長期の債券発行を合理的な範囲で行うことで、財務レバレッジを拡大できる効果が相当程度見込まれる。

(2) 政府保証外債

該当なし

(3) 政府保証外貨借入金

該当なし

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証国内債

大規模なコンセッション事業等のPFI事業に対し、機構が補完を行う金融支援として、必要と見込まれる金額である政府保証債500億円を要求するもの。

(2) 政府保証外債

該当なし

(3) 政府保証外貨借入金

該当なし

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2023」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「デジタル田園都市国家構想（基本方針・総合戦略・当面の重点検討課題）」に盛り込まれた事項に関する要求内容

機構は、利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対して出融資等を行い、コンセッション方式等に対する出融資等の予算として、政府保証500億円を要求するもの。

掲載箇所・内容は以下の通り。

○「経済財政運営と改革の基本方針2023」P41抜粋

第4章 中長期の経済財政運営

3. 生産性を高め経済社会を支える社会資本整備

公共サービスを効率的かつ効果的に提供するPPP/PFIについて、改定アクションプランに基づき、各重点分野における事業件数目標の達成と上積みを見据え、取組を推進する。空港、スタジアム・アリーナ、文化施設等の重点分野への公共施設等運営事業等の事業化支援を継続しつつ、GXに貢献する再生可能エネルギー分野を始めとする新領域の開拓と案件形成を図る。上下水道の所管の一元化を見据えたウォーターPPPや、スモールコンセッション、LAV等のスキームを確立し、導入拡大を図る。地域社会・経済に貢献するローカルPFIの確立と普及に向け、PFI推進機構の機能も活用しつつ、地域プラットフォームの拡充に取り組む。

○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」P54抜粋

VI. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築

4. コンセッション（PPP/PFIを含む）の強化

公共施設の民間事業者による運営を行うコンセッション（公共施設等運営事業）等を加速する。

空港については、新型コロナウイルス感染症のような不可抗力によって費用・損害が生じる場合の官民のリスク分担の在り方について検討を進め、2026年度までに3か所について、具体的な方針を決定する。なお、羽田・成田は空港容量の活用・拡大に向け、地域との調整を進める。

2026年度までに、バス7か所、スタジアム・アリーナ10か所について、具体的な方針を決定する。スタジアム・アリーナについては、導入構想段階から自治体の検討を支援する。また、公園、公民館等の身近な施設についてのモデルの形成を支援する。

林業分野では、新たな樹木採取権の設定に向け、候補地の選定を進める。その際、案件形成に向けた市場調査・情報収集（マーケットサウンディング）の常時実施、権利期間（基本は10年）の柔軟化、採取区の複数・同時指定等の対応を行う。

第1章 デジタル田園都市国家構想の基本的な考え方

3. 取組の前提

【共助による取組の力強い推進】

感染症への対応で地方経済・社会をめぐる様々な課題が顕在化した今こそ、地方からのデジタル化を一気に進め、デジタルを地方創生の取組を進めるための手段と捉えて、有効に活用し、目指すべき社会の姿を追求することが必要である。その実現にあたっては、社会的事業を推し進めるスタートアップや共助の力も積極的に活用し、地域内外の多様性を活かしていくことが重要である。その際には、人口減少に伴う地域経済の縮小や担い手不足の状況の中、地域内外のリソースを最大限有効に活用するため、シェアリングエコノミーや民間の創意工夫が発揮される PPP/PFI手法等の活用、共助を担うソーシャルベンチャーの創出支援などに取り組むとともに、個人の多様な生活や価値観に寄り添う共助のビジネスモデルを構築し、高度かつ効率的に地方の社会課題の解決や魅力の向上を図る。

第3章 各分野の政策の推進

1. デジタル実装による地方の課題解決

(5) 豊かで魅力あふれる地域づくり

③質の高い暮らしのためのまちの機能の充実

i 魅力的な地方都市生活圏の形成

【具体的取組】

(c)居心地が良く歩きたくなるまちづくりの推進

- ・ Park-PFI や市民緑地認定制度等の民間資金等を活用する取組等を促進し、公園の再生・活性化や緑・芝生地創出を図り、オープンスペースの充実したゆとりとにぎわいあるまちづくりを進める。

iv 民間の創意工夫を活用した公共施設等の質の向上

【具体的取組】

(a)PPP/PFI の一層の活用促進

- ・ PPP/PFI 手法導入を優先的に検討する仕組みの構築・運用、地域の産学官金が連携して具体の案件形成を目指した取組を行う地域プラットフォーム等を通じた事業の掘り起こし・案件形成に対する支援、ワンストップ窓口等による国の支援機能の強化、2019年に新設した地域プラットフォーム協定制度に基づく地域プラットフォームへの継続的支援及び地方公共団体の先導的な取組の導入可能性調査経費等の初期投資に対する支援を行う。
- ・ 株式会社民間資金等活用事業推進機構を中心としたプロジェクト組成の推進（地域再生法に基づく同機構のコンサルティング業務の活用を含む。）など、PPP/PFI の更なる活用の具体化を推進する。
- ・ PPP/PFI 手法を活用した、民間の創意工夫を活かした地域の身近なデジタル拠点の整備を推進する。
- ・ 関係省庁と連携の下、スポーツ、文化・教育施設におけるコンセッション等官民連携の取組を推進する。

④地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

v スポーツ・健康まちづくり

【具体的取組】

- ・ 公共スポーツ施設において、個別施設計画の内容充実を推進するとともに、指定

管理者制度の柔軟な運用や成果連動型民間委託契約方式（PFS/SIB）など多様な PPP/PFI の導入を促進し、効率的・効果的な整備・管理運営を推進する。

また、民間スポーツ施設についても、地域のスポーツの場としての有効活用を推進する。

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構）

1. 政策的必要性

PPP／PFIの推進は、公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的で良好な公共サービスを実現することで、次のような様々な効果が期待できる。

国及び地方公共団体の財政状況が厳しさを増すとともに、人口減少に伴い職員の減少が見込まれる中で、老朽化が進むインフラを維持していくことが求められている。PPP／PFIの推進によって、公共施設等の建設、維持管理等に係る財政、人員等の行政の効率化が図られることにより、財政健全化とインフラの確保の両立をはじめ、多様な政策ニーズに的確に対応し、適切かつ効果的な賢い支出による経済・財政一体改革に貢献することが期待される。

その一方で、PPP／PFIは、新たな雇用や投資を伴う民間のビジネス機会を拡大するものである。収益施設の併設等の民間の収益事業が展開されることで、その効果は一層拡大する。さらに、PPP／PFIの促進を通じ潤沢な民間資金の流れを作ること、金融機関によるプロジェクトファイナンスの活性化や資金提供主体としてのインフラファンドの育成、投資家から資金の調達を行うインフラ投資市場の整備が促進される。新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱としてPPP／PFIを推進することで、民間投資を誘発し、成長と分配の好循環の実現に貢献することが期待される。

PPP／PFIによる良好な公共サービスの提供や民間の収益事業の展開は、地域の賑わいの創出や、地域課題の解決に資する取組を実現するとともに、官民のパートナーシップ形成を通じ、持続可能で活力ある地域・経済社会の実現に向けた取組を促進する。PPP／PFIの推進による魅力的で活力ある地域の実現は、デジタル田園都市国家構想などの推進に貢献することが期待される。

官民の適切な役割分担の下、民間の創意工夫を活用するPPP／PFI手法は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素化、デジタル技術の社会実装など、新たな政策課題への取組においても有効であり、SDGs（持続可能な開発目標）の達成にも寄与すると考えられる。

一方、利用料金収入等の施設の需要変動リスクは民間が負担するものであり、このリスクに対応した資金調達が必要となるところ、我が国では、インフラに対してリスクマネーを供給する市場が形成されておらず、利用料金収入で費用を回収するPFI事業の資金調達を行う上で障害となっている。

このため、国費と民間資金により構成される機構から、利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対してリスクマネー（原則メザニンファイナンス）の拠出を行うことを通じ、PFI事業の実施を促進するとともに、その実績を積み重ねることを通じて、インフラに対してリスクマネーを供給する民間の自律的な市場の形成の促進を目的としている。

2. 民業補完性

我が国では、インフラへのリスクマネーを供給する民間の市場が未形成であるため、国の資金を呼び水に設立した官民共同出資の機構の投融資の規模を拡充し、利用料金収入で費用を回収するＰＦＩ事業に対する支援を実施するものである。

機構により利用料金収入で費用を回収するＰＦＩ事業に対して資金供給するリスクマネーは、原則として、優先株・劣後債といったメザニンファイナンスであり、民間によるリスクマネーの供給を補完するものである。

3. 有効性

「ＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプラン」（令和４年６月３日民間資金等活用事業推進会議決定）において、平成25年度から令和４年度までのＰＰＰ／ＰＦＩの事業規模目標21兆円を７年間で達成したことを踏まえ、令和４年度から令和13年度までの10年間で30兆円の事業規模の達成を目指すこととしている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2023」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「デジタル田園都市国家構想基本方針」において、ＰＰＰ／ＰＦＩを推進することとされている。

この方針の実現に寄与するため、利用料金収入で費用を回収するＰＦＩ事業に対するメザニンファイナンス等の支援等を行う。また、政府保証により、大規模のコンセッション事業等のＰＦＩ事業に対するメザニンファイナンス等の支援にも対応可能としている。

令和４年12月に成立した改正ＰＦＩ法により、機構の業務に、ＰＦＩ事業を支援する民間事業者に対する助言や専門家派遣等が追加されるとともに、資産処分期限が５年延長された。引き続き、機構は案件形成のプロセスの早期の段階から牽引役としての役割を果たし収益型事業を推進する他、公共施設等運営事業等の拡大を踏まえ、民間インフラファンドの形成に率先して取り組むなど、民間のインフラ投資市場の成長に寄与する。また、地域経済好循環の実現に向けて、地域におけるＰＰＰ／ＰＦＩ事業を推進するため、機構の資金供給機能、案件形成のためのコンサルティング機能を地域再生法に基づく民間資金等活用公共施設等整備事業に係る特例業務も含めて積極的に活用し、特にローカルＰＦＩや新たな分野におけるＰＰＰ／ＰＦＩ事業において機構が先導的な役割を担うことで、地域におけるＰＰＰ／ＰＦＩ事業の大幅な掘り起こしを進める。

4. その他

機構は、民間による効率的・効果的な運営を基本とし、その出融資によるＰＦＩ事業者への支援については、内閣総理大臣が定めた支援基準の下、客観性・中立性・専門性を確保した民間資金等活用事業支援委員会の支援決定に基づいて行うことにより、機構の財務状況の健全性の確保を図ることとしている。

4 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

1. 決算についての総合的な評価

機構における令和4年度の支援決定件数は4件、支援実行額は貸付金等69億円であった。

翌期以降においても、今後の事業の進展等に伴い、順次、支援決定に向けての検討がなされる予定である。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

- 資産：令和4年度末の資産合計は、110,840百万円。
- 負債：令和4年度末の負債合計は、88,413百万円。
- 資本：令和4年度末の株主資本は、22,427百万円。

(2) 費用・収益の状況

- 費用：営業費用は、532百万円。営業外費用は、31百万円。
- 収益：営業収益は、1,845百万円。営業外収益は、2百万円。

結果として経常利益1,284百万円、当期純利益894百万円を計上している。